

常陸太田市行政改革大綱

令和2年度～令和6年度

常陸太田市

目 次

	頁
I 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 大綱の骨子	
1 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 基本的な考え方	
(1) 策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4) 推進体系図・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3 主要事項別対応方針	
(1) 市民協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2) 組織機能の向上・強化・・・・・・・・	9
(3) 職員の資質向上・・・・・・・・	10
(4) 公営企業等の経営健全化・委託推進	11
(5) 安定的な財源の確保・・・・・・・・	12
(6) 財源の適正管理・・・・・・・・	13
4 推進体制	
(1) 実施計画の策定・・・・・・・・	14
(2) 進行管理・・・・・・・・	14
(3) 実施状況の公表・・・・・・・・	14
III 常陸太田市の現状（参考データ）	15

I 策定の趣旨

本市では、地方自治法第2条第14項（「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。」）の基本原則に基づき、昭和62年度以降、「行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや職員の定数及び給与の適正管理、財政の健全化、市民協働の推進など、効果的・効率的な行政経営を図るとともに、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応し、市民の満足度を高める行政サービスを効率的に提供できるよう、行政改革を推進してきました。

しかし、市政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、産業構造の変化、国庫補助金・地方交付税の削減等に伴い、市の収入を安定的に確保することが極めて難しい一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられないなど、これまでどおりの行政サービスを提供していくには厳しい状況が見込まれます。そういった環境を背景として、行政経営において、市民福祉の向上や地域課題などへの対応は、市民と市民、市民と行政がともに考え、ともに汗を流す「市民協働」を中心とした経営が必要となります。

さらに、国においても令和元年6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」^(※1)「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」^(※2)が閣議決定され、厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するために、地方公共団体において積極的に行政改革に努めることが求められています。

このような状況の中、現在推進している行政改革大綱が令和元年度に推進期間が満了することから、継続して行政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な自治体経営を行うため、新たな行政改革大綱を策定するものです。

(※1) 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くよう新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味を込めている。

(※2) 「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つを基本目標とした方針

Ⅱ 大綱の骨子

1 策定経過

(1) 効果額と主な成果

本市では、昭和62年から33年間行政サービスの向上、事務事業の見直し、組織機構の簡素化、定員管理・給与の適正化、職員の意識改革を軸に様々な取り組みを行ってきました。

平成27年3月に策定した行政改革大綱に基づく主な取り組みとしては、事務事業の見直し、定員管理・給与の適正化、公立保育園の民営化等により3億4,978万円の経費を削減、債権の徴収率向上、未利用地の処分、広報誌の広告収入等により、7億3,743万円の増収、合計10億8,721万円の効果を図ることができました。

年次	主要事項	実施事項	効果額	主な成果
H17 ~21	①地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化 ②行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築 ③定員管理及び給与の適正化等 ④人材育成の推進 ⑤公正の確保と透明性の向上 ⑥電子自治体の推進 ⑦自主性・自立性の高い財政運営の確保 ⑧行政サービス向上の推進	82件	31億 5,300万円	人員抑制 ▲476,089千円 公共工事コスト縮減 ▲453,129千円 給与の適正化 ▲382,004千円 情報システム適正化 ▲119,573千円 事務事業見直し ▲94,141千円 未利用地の処分 77,979千円 公用車売却益 12,883千円
H22 ~26	①市民との協働による各種事業の展開 ②行政サービスの向上 ③効果的・効率的な行政経営の推進 ④健全な財政運営の推進 ⑤簡素で効率的な執行体制の確保	68件	23億 3,212万円	給与の適正化 ▲652,512千円 事務事業見直し ▲305,394千円 公共工事コスト縮減 ▲70,174千円 未利用地の処分 177,981千円 広報誌広告収入 5,284千円
H27 ~R1	①市民ニーズに即した行政サービスの提供 ②行政資源の最適化 ③簡素で効率的な執行体制の確保	44件	10億 8,721万円 (※3)	事務事業の見直し ▲327,892千円 定員管理・給与の適正化 ▲59,128千円 公立保育園の民営化 ▲8,898千円 債権の徴収率向上 594,661千円 未利用地の処分 120,818千円 広報誌の広告収入 3,282千円

(※3) 平成30年度決算額までの額になります。

(2) 主な取り組み実績

また、市民満足度の高い行政経営を実現するため、3つの主要事項を掲げ、11の推進事項で取組の方向性を示すとともに、実効性を確保するため、44の実施事項を設け、その達成に向けて取り組んできました。

その結果、目標の達成率は91%^(※4)であり、公立保育園の民営化によるサービス拡充、こども園整備による待機児童の解消、窓口業務時間の延長・証明窓口の番号式発券機の導入・ローカウンターの設置、市民参画機会の確保においては、パブリックコメント^(※5)を実施し、市民の意見を市政に反映させる取り組み、さらに新たな行政需要に順応できる執行体制として、組織機構の見直しや人材の確保・育成に取り組む、市民サービスの向上を図ってきました。

年次	主な取組実績
H17 ~21	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治組織の相互交流促進による自治会制度の整備・組織の統一 ② 市民力人材バンクの創設 ③ 地域協働への市職員の意識向上と参加の促進 ④ 公共施設等の協働による環境整備 ⑤ 地域公共交通の整備 ⑥ 電子申請・届出等の推進 ⑦ 証明窓口の統合化 ⑧ 定員・給与等の市民への公表
H22 ~26	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域協働推進のための自治会組織の連携 ② 市民活動団体間及び地域との活動のマッチング ③ 市民活動団体との連携による協働事業の実施 ④ 市民提案型まちづくり事業活動事例集の発行 ⑤ 地域担当職員制度の活用 ⑥ 地域プラットフォーム化の構築 ⑦ パブリック・コメントの実施 ⑧ 出前講座の実施
H27 ~R1	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域コミュニティ活動への支援 ② 公立保育園の民営化によるサービス拡充 ③ こども園整備による待機児童の解消 ④ 窓口業務時間の延長 ⑤ 証明窓口番号式発券機の導入 ⑥ 窓口ローカウンターの設置 ⑦ 組織機構の見直し ⑧ 人材の確保・育成

(※4) 4年間で合計267の取組(取組数：H27→68 H28→68 H29→66 H30→65)を行い、B評価(ほぼ目標どおり達成)以上の達成数は244の取組(244取組÷267取組≒達成率91%)

(※5) 行政が政策を決定する過程で、計画等の趣旨、内容など必要事項を公表し、広く市民から意見を求め、出された意見を考慮して意思決定を行う手続き。

2 基本的な考え方

(1) 策定の必要性

①歳入の現状

歳入では、少子高齢化人口減少が進行する中で、生産年齢人口の減少に伴い、市税の減少が見込まれております。

また、普通交付税の合併算定替^(※6)適用期間の終了により、段階的な特例措置もなくなり、今後はこの状況が継続していくこととなります。

②歳出の現状

歳出では、高齢化に伴い福祉、医療、介護に係る経費の増加のほか、保育料無償化に伴う児童福祉費の増加など、扶助費の増加が見込まれており、今後も財政経営が厳しさを増す状況となることが懸念されます。

③今後の見通し

引き続き、市民へのサービス水準を維持していくためには、限られた財源を効率的、効果的に配分し、市民生活の安寧と、真に必要な事業の推進、健全性の維持を並立させ、将来世代に過度の負担を先送りしない持続可能な財政経営を進めていく必要があります。

④地方分権・権限移譲や新たな制度等への対応

市定員管理適正化計画に基づき、職員数の適正化等に取り組み、職員数を削減してきた一方で、地方分権・権限移譲や社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）など新たな制度等に伴う業務への適切な対応が求められています。

今後も限られた職員数でそれらに対応しながら、市民サービスの向上を図るためには、職員一人一人の資質や能力の向上を図るとともに、積極的なICT^(※7)の推進や民間委託等の推進により、効果的で効率的な行政経営を進める必要があります。

(※6) 普通交付税の算定において、合併後10年間は、合併した市町村がそのまま存続したのものとして旧自治体単位で算定した額の合算額を新市として算定した額を比較して、有利な方の額が交付される制度。

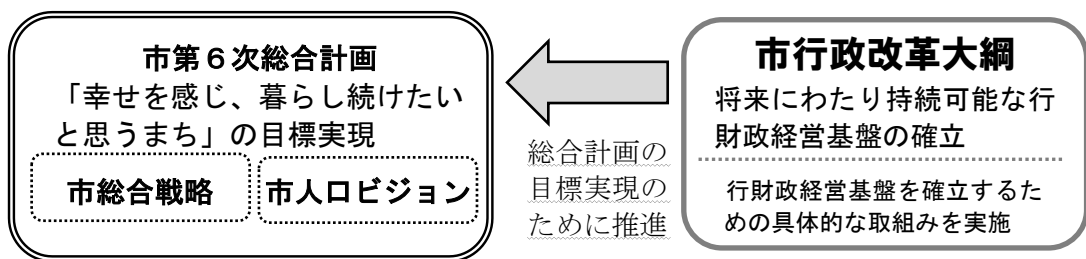
(※7) Information and Communication Technology（情報通信技術）の略語。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

⑤多様化する市民ニーズへの対応

市民の価値観やライフスタイルの多様化・個別化に伴い、市民ニーズも高度化・複雑化しています。また、少子高齢化の進行や社会情勢の変動に伴い、子どもを産み育てる環境の変化や世帯構成が多様化しています。

こうした中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供し、市民満足度を高めるためには、行政のみならず、市民、自治組織、企業、NPOなどの多様な主体がそれぞれの特色を生かし、行政と連携しながら公共サービスの担い手として活躍できる環境づくりに取り組むことが必要となります。

これらのことから、少子高齢化や人口減少、多様化する市民ニーズなど、現在の本市を取り巻く課題に対応し、市第6次総合計画に掲げる「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち」の目標を実現するためには、「将来にわたり持続可能な行財政経営基盤の確立」を図る必要があるため、本大綱において、行政改革の基本的な考え方及び具体的な取組みについての方針を定めるものです。

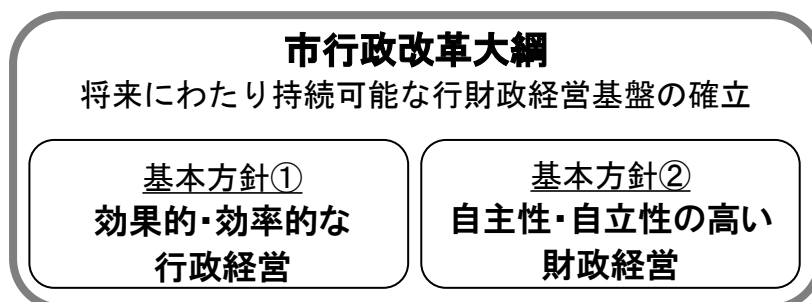


(2) 推進期間

本大綱の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(3) 基本方針

行政基盤の確立を目指し、「最少の経費で最大の効果をあげる」基本原則に基づき、引き続き多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対応するため、職員の能力向上や組織力の強化、自主性・自立性の高い財政経営に努めることにより、市民と行政の更なる協働のまちづくりを推進するため、2つの基本方針を定めます。



① 効果的・効率的な行政経営

行政経営とは、民間の優れた経営手法を積極的に取り入れ、市民の目線に立ったサービスを提供し、市民満足度が向上するよう、「成果」に重点を置いたものです。

現在、地方創生と地方分権の進展により、自己決定・自己責任の原則のもと、地方自体の役割・責務が拡大するとともに、今まで以上に行政経営基盤の強化が必要であり、そのためには、市民と行政が共にまちづくりについて考え、共に行動することが重要であり、市が抱える重点課題を正確に情報提供し、問題提起しながら、市民の意見・提案を求め、市民と協働したまちづくりを図る必要があります。

そのため、市民公募などを積極的に行うとともに、市民協働のまちをつくり育てるため、市民の参画と協働の推進を図ります。

また、行政サービスの迅速かつ的確な対応を図ることのできる効率的な組織づくりを強化するとともに、市民ニーズの多様化や社会情勢の変化に対応するため、市民目線に立って課題を発見し解決する政策形成能力や高い論理感や使命感のある職員の育成に努めます。

② 自主性・自立性の高い財政経営

財政経営とは、何のために行うのかというビジョンを持ち、継続的に成長していくための戦略・手法を講じ、ヒト・モノ・カネ・情報という経営資源を効率的・効果的に使用して、組織が持続的に利益を得ることにより発展させていくことです。

当市においても、少子高齢化に伴う経費の増加や普通交付税の合併算定替として平成27年度から段階的な縮減が始まっているため、今まで以上に厳しい財政状況が予想され、それらに対応した財源の確保や市債の借り入れの抑制、事務事業の見直しが必要です。

そのためには、債権管理・効率的な徴収体制の構築による自主財源^(※8)の確保、民間委託や指定管理者制度の効果的な活用を図り、健全で持続可能な財政経営を推進し、また、限られた財源の中で効果的で効率的な財政経営を行うため、職員の給与の適正化に努めるとともに、費用対効果・事務事業評価制度を活用した事業の整理等により、行政の合理化を図ります。

(※8) 地方自治体の財源のうち、国・県や借金に依存しないで独自に調達できるもの。市税のほか、財産収入、使用料、手数料など。

(4) 推進体系図

基本方針に基づいた行政改革を推進していくために、次のとおり6つの主要事項と、17の推進事項を定めます。

基本方針	主要事項	推進事項
I 効果的・効率的な行政経営	(1)市民協働の推進	①広報・広聴活動の充実
		②市民参画機会の充実
	(2)組織機能の向上・強化	③市民窓口サービスの向上
		④デジタル技術の活用・事務の効率化
		⑤柔軟性・機動性のある組織体制
		⑥危機管理体制の整備
	(3)職員の資質向上	⑦人材の育成
		⑧快適な職場環境づくり
II 自主性・自立性の高い財政経営	(4)公営企業等の経営健全化・委託推進	⑨公営企業の経営健全化
		⑩第三セクターの経営健全化
		⑪民間企業等への委託推進
	(5)安定的な財源の確保	⑫効率的な徴収体制の構築
		⑬自主財源の確保
	(6)財源の適正管理	⑭事業の整理合理化
		⑮公有財産の整理合理化
		⑯定員・給与の適正化
		⑰経費の削減

3 主要事項別対応方針

(1) 市民協働の推進

市民と行政とが信頼ある関係を構築し、協働によるまちづくりを推進するには、情報の共有化を進めて、透明性の高い市政経営を行うことが必要とされています。

そのため、市政への市民参画や市民と行政との連携・協働を強化するため、ホームページやSNSでの情報発信を充実することにより、市民との情報の共有化を図るとともに、行政への信頼性、透明性を確保し、行政サービスの受益者である市民への行政活動の説明責任を果たすことが求められています。

また、市政懇談会などにより市民の意見や提案を市政に反映させ、施策の円滑な推進や市民協働の推進を図ります。

① 広報・広聴活動の充実

市政情報をはじめ地域情報などの提供については、広報誌やお知らせ版、出前講座、ホームページ、SNSなどが重要な役割を担っているため、多様化している情報媒体の充実と活用に努めます。

② 市民参画機会の充実

市政懇談会やお気づき箱、パブリックコメント、インターネット等により政策などの意思決定過程における市民参画機会の確保を図り、市民の意見の反映に努めます。

(2) 組織機能の向上・強化

市民ニーズの多様化や社会情勢の変化、災害時の緊急時に迅速に対応するため、本市では組織機構の見直しを毎年実施しながら、行政サービスの迅速かつ的確な対応を図ることのできる組織づくりを進めるとともに、「市民との協働」の実現に向けた取り組みを進めるための更なる環境整備が求められています。

今後も組織機構における意思決定過程の簡素化に努め、多様化する市民ニーズに迅速かつ適切に対応できるよう、必要に応じて組織機構の見直しを行う必要があります。

また、地方自治体を取り巻く行政課題の多くが、単独の部課等だけでは問題解決を図ることが困難な傾向が強くなってきており、今後とも組織の横断的な取り組みによる課題解決や施策の推進を図っていくことが求められています。

③ 市民窓口サービスの向上

窓口の改善・接遇研修等の実施、事務処理の迅速化により、市民窓口サービスの向上を図ります。

④ デジタル技術の活用・事務の効率化

デジタル技術を活用し、窓口事務の一層の利便性と利用者の視点に立った行政サービスの向上、増大する業務や複雑化する行政課題に対応するため、行政事務の効率化・迅速化、ペーパーレス化など業務プロセスの効率化を図ります。

⑤ 柔軟性・機動性のある組織体制

政策目標や行政課題に応じた横断的な取り組みを強化するとともに、市民ニーズや社会情勢の変化に即応し、災害の緊急時にも迅速に対応できる組織機構を構築します。

⑥ 危機管理体制の整備

市民の安心と安全の確保を図るため、災害時等に迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整えます。また、地域と連携して市民への防災意識の普及・啓発や、自主防災組織の活動を支援し、組織力の強化に努め、災害に対する備えを行います。

(3) 職員の資質向上

地方創生の実現に向けた施策の着実な進捗を図る上で、自治体経営を担う職員には市民感覚・市民目線に立って課題を発見し解決する政策形成能力や高度な業務遂行能力とともに、高い論理感と使命感が求められています。そのため、計画的な職員研修や職場研修であるOJTの推進により日常の業務を通して職員を育成する職場環境づくりに取り組み、連携協力する組織の構築と、職員の意識改革や資質の向上を図る必要があります。

⑦ 人材の育成

国・県などの行政機関及び研修専門機関・民間企業への派遣研修を通して専門知識の習得や能力の向上を図ります。また、各職場においてOJTが推進されるよう、若手職員の指導役となる中堅職員を対象としたOJT研修を実施し、日常の業務を通して人材の育成が図れる職場環境づくりを努めます。

⑧ 快適な職場環境づくり

ワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境、事務改善、長時間労働の削減、年次休暇及び育児・介護休暇等の取得促進、健康管理・相談体制の充実を図ります。

(4) 公営企業等の経営健全化・委託推進

高度化・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応することが求められる中で、民間で対応可能な領域については、民間の専門性やノウハウを積極的に活用し、行政サービスの向上や経費の削減を図る必要があります。

また、地方公共団体が、直接市民の福祉の増進を目的として経営する地方公営企業等については、事業を効率的、効果的に実施するため、料金収入の適正化を図るとともに、経営コストの適正化に努めるなど、企業としての経済性を発揮する必要があります。

⑨ 公営企業の経営健全化

⑩ 第三セクターの経営健全化

第三セクターや地方公営企業や市が出資する団体について、独立採算の基本原則に則り、事業の経済性を高め、一般会計への依存を低下しながら経営の健全化を図るとともに、市民サービスの向上に努めます。

⑪ 民間企業等への委託推進

民間等の活力により市民サービスの向上が期待できる事務事業について、委託や指定管理者制度などを推進します。

(5) 安定的な財源の確保

市民生活において最も身近なサービス提供を担う地方自治体は、いかなる財政状況下においても、市民ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な財政経営を進めていかなければなりません。これらに対応し得る安定した財源の確保を図るため、市税をはじめとする自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、その確保・拡充を図ることが課題となっております。

今後においても、行政サービスを低下させることなく、効率的な財政経営を積極的に進めていくため、効率的・積極的展開による財源の安定確保が求められています。

⑫ 効率的な徴収体制の構築

納付方法多様化等による納付環境整備や、関係部署や関係行政機関との徴収事務の知識や手法の共有化及び連携強化により、債権管理の適正化を推進し、収納率向上を図るための効率的な徴収体制を構築します。

⑬ 自主財源の確保

広告収入やふるさと納税の積極的展開、未利用財産の処分等の推進、新たな財源確保の検討などにより、自主財源の確保に努めます。

(6) 財源の適正管理

今後進行していく市内人口の減少、特に少子高齢化に伴う15歳から64歳の生産の中心となる人口の減少により、税収減に加えて「医療」「介護」等の社会保障関係費が増大するため、将来にわたって持続可能な安定した財政構造の確立を図る必要があります。

そこで歳入面では、市民サービスに対する負担の公平性確保に取り組む一方、「最少の経費で最大の効果をあげる」ために、歳出面で経費削減に取り組むことで、構造的な財源不足の解消を目指すことが求められています。

⑭ 事業の整理合理化

事務事業評価システムでPDCAを活用し、総合計画をベースとし、事務事業における達成目標の定量化と効果の把握を行い、それを基礎として、必要性・効率性・有効性の評価を行える体制を充実させ、翌年度施策内容や予算の適正な反映を行います。

⑮ 公有財産の整理合理化

公共施設・インフラの老朽化が進行する中、市が所有する公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行えるよう公共施設等総合管理計画を推進します。

⑯ 定員・給与の適正化

働き方改革を推進するとともに、簡素で効率的な執行体制の確保を実現するため、組織の合理化、事務・事業の整理、職員の適正配置を進め、時間外勤務の削減、給与の適正化を図ります。

⑰ 経費の削減

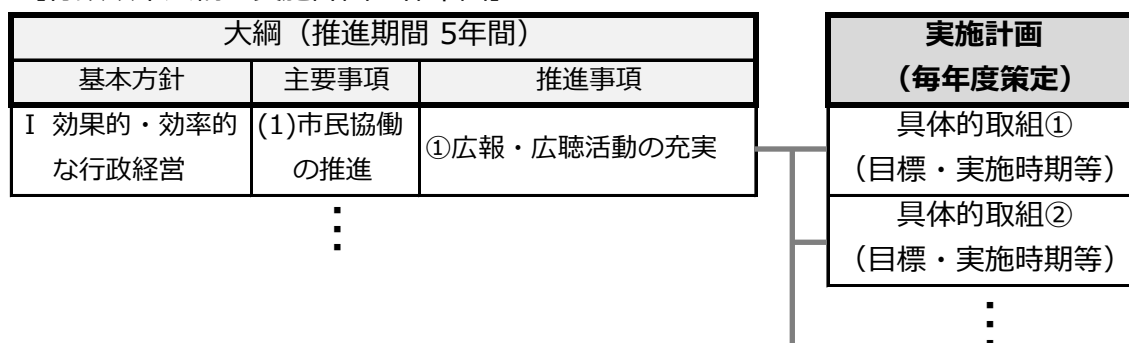
限られた経営資源の中で、社会経済情勢の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、市民の視点を取り入れた評価を行い、事業の必要性や市民の満足度、事業主体の妥当性、事務の効率化など、事務事業の改善や見直しを図ることで、経費の削減を図ります。

4 推進体制

(1) 実施計画の策定

行政組織経営全般について、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクルに基づき、不断の点検を行いつつ、大綱に基づく行政改革の取組みを着実に推進するため、各推進事項に関連した具体的な取組み、目標、実施時期等を明示した実施計画を、毎年度策定します。

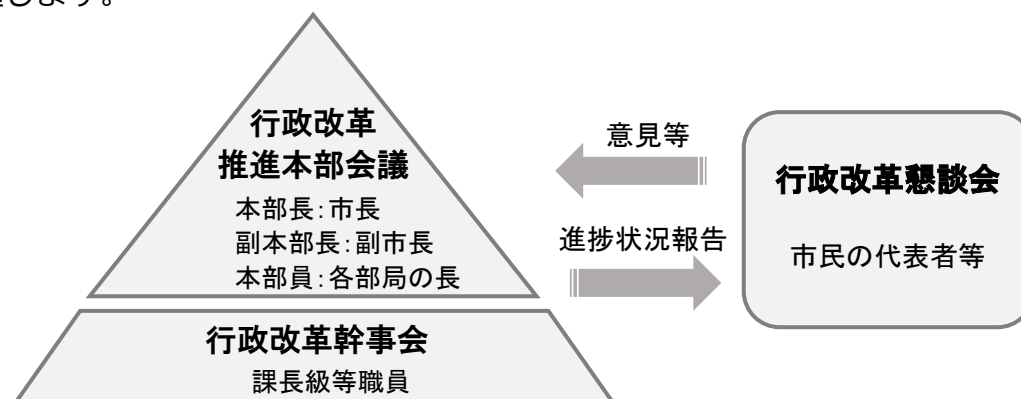
【行政改革大綱と実施計画の体系図】



(2) 進行管理

上記において策定した実施計画は、市民の代表者等で組織する「常陸太田市行政改革懇談会」に進捗・実施状況を報告して意見等をいただき、市議会と連携を図りつつ、市長を本部長とする「常陸太田市行政改革推進本部会議」及び課長級職員による「行政改革幹事会」により、全庁的な推進を図ります。

なお、社会情勢の変化に即応するため、必要に応じて見直しを行いながら推進します。



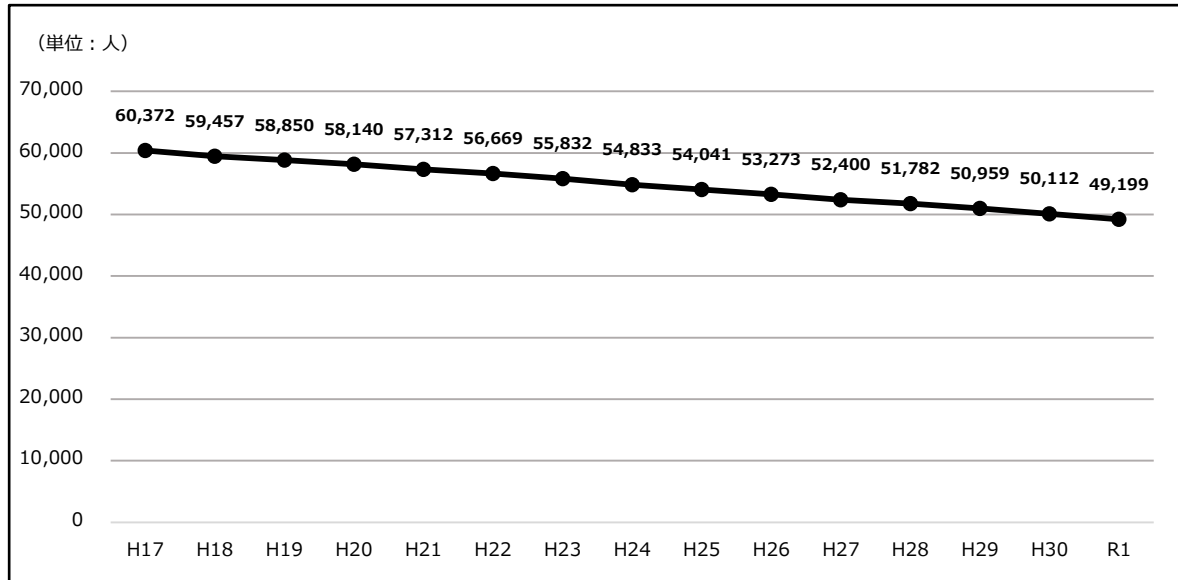
(3) 実施状況の公表

実施状況については、毎年度市報及びインターネットを通して公表します。

Ⅲ 常陸太田市の現状（参考データ）

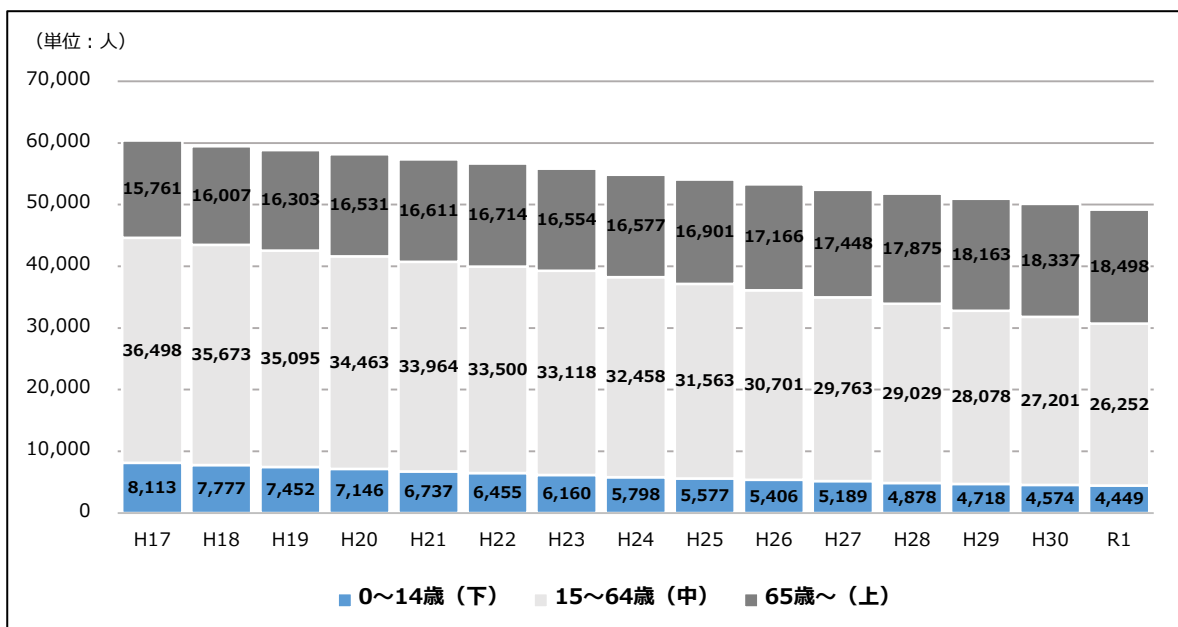
人口推移

平成16年に常陸太田市，金砂郷町，水府村，里美村の4つの市町村が合併して常陸太田市が誕生し，14年が経過しましたが，合併翌年に60,372人あった人口は，14年間で10,000人超（約18%）が減少となりました。



年齢別人口の推移

年齢別人口をみると，年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は年々減少している一方，高齢者人口（65歳～）は増加傾向を示しております。

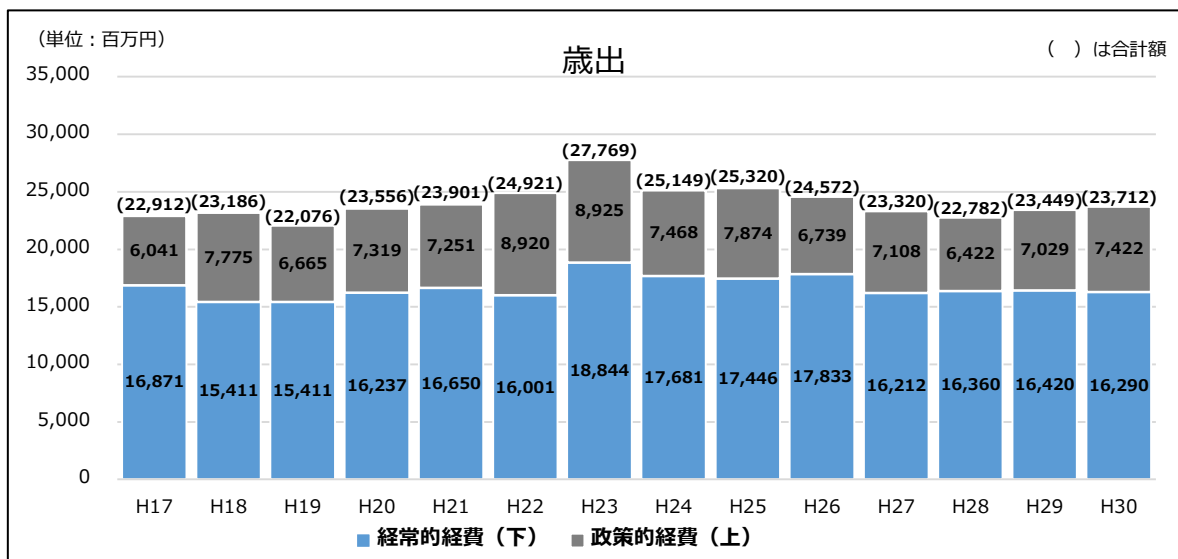
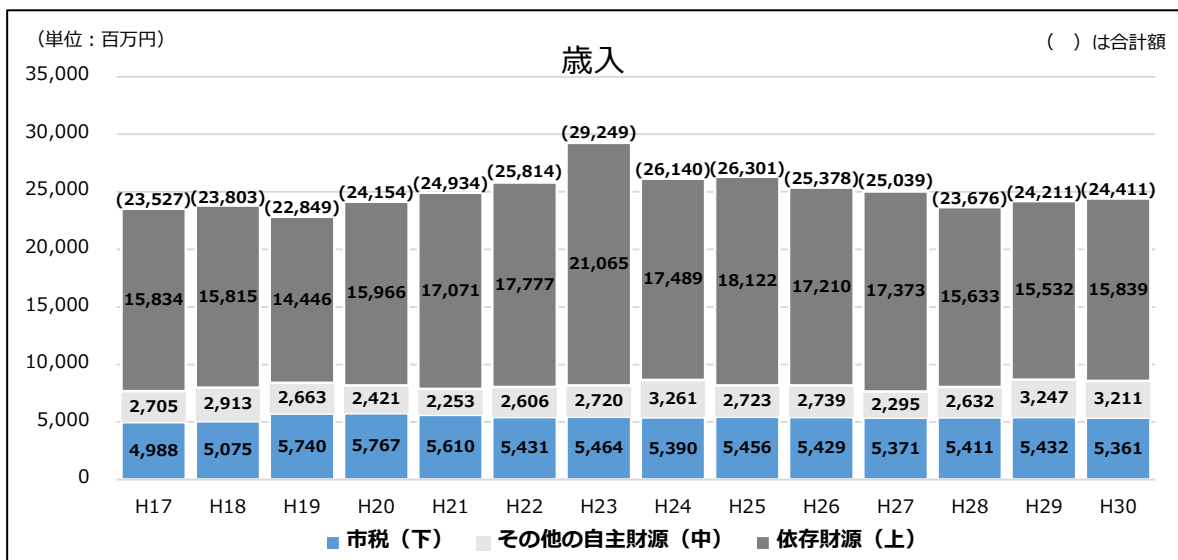


一般会計決算額の推移

平成23年度は、震災復興関連の歳入・歳出により決算額が膨らみましたが、翌年度以降は、震災前の状況に戻っております。

歳入については、人口減少などにより歳入の根幹をなす市税収入の恒常的な増加が見込み難いことや合併による普通交付税の特例措置が令和元年度で終了となることから、大幅な増加は見込めない状況にあります。

そのような中、歳出については、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題に対応するため、行政改革において限られた財源を重点的かつ効率的に配分することにより、経常的経費^(※9)の支出を抑制しつつ、各種事業に支出する政策的経費^(※10)を維持しております。

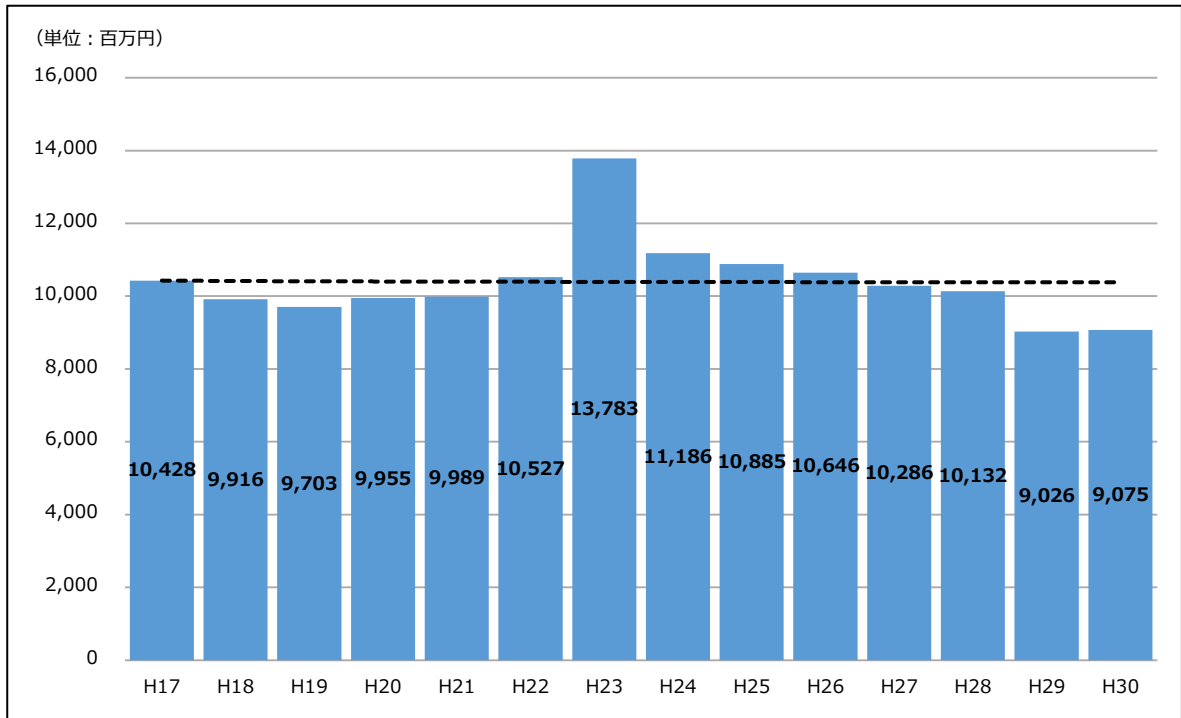


(※9) 人件費や施設維持管理費など毎年度経常的に支出する経費。

(※10) 市民生活の向上及び市民福祉の推進を図る事業並びに第6次総合計画をはじめとした計画事業に伴う経費。

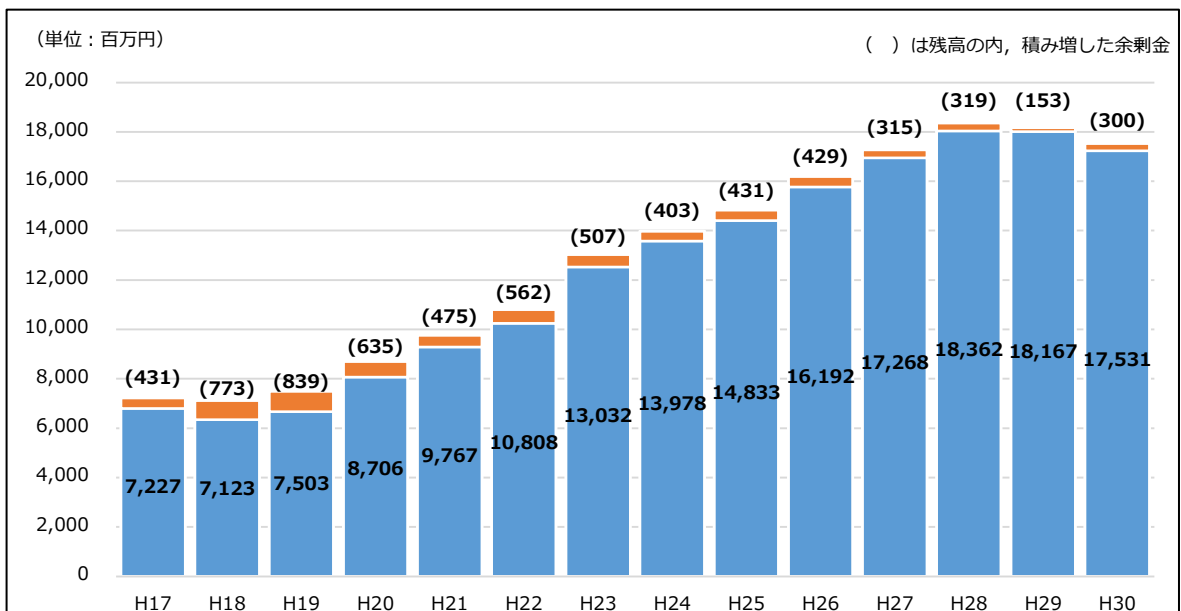
地方交付税の推移

平成23年度は震災復興により大幅に膨らみましたが、平成27年度から市町村合併による特例措置は縮減され、段階的に減額となっています。



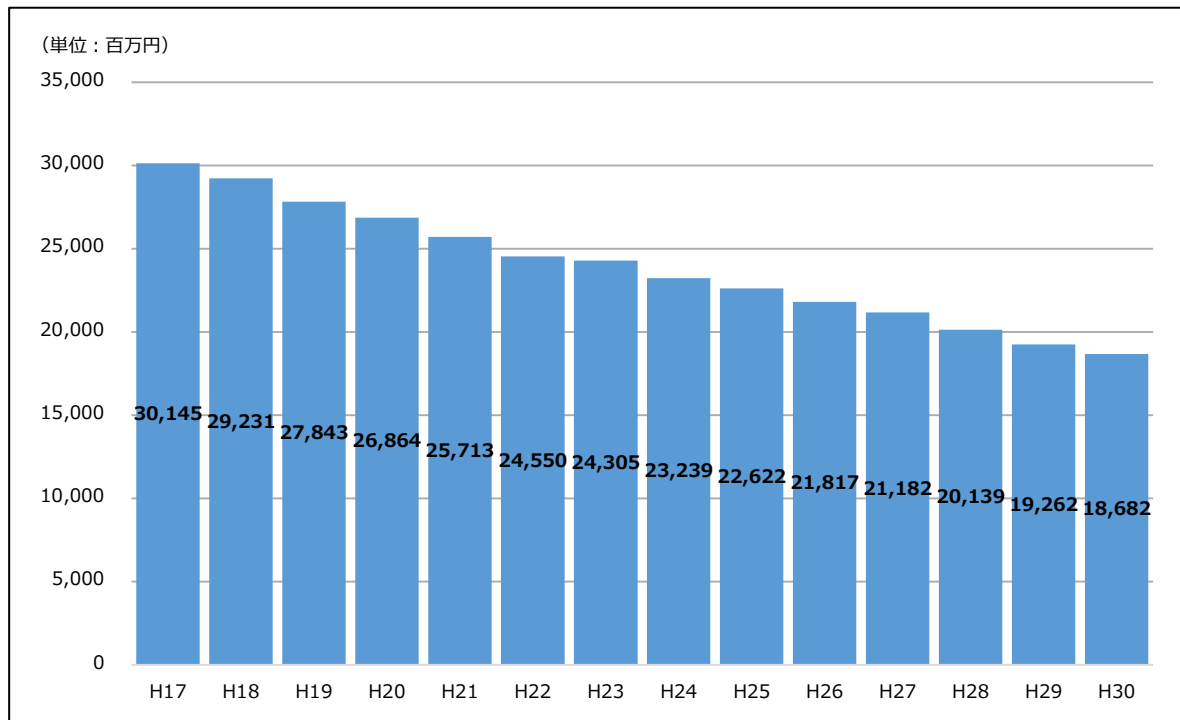
基金の推移

市町村合併による普通交付税の特例措置が段階的に縮減されるため、将来の公共施設の更新・長寿命化・修繕に備えて、行政改革の推進により生み出した余剰金を積み増してきましたが、近年は積立額より取崩額の方が大きくなってきております。今後更なる歳出の抑制が必要です。



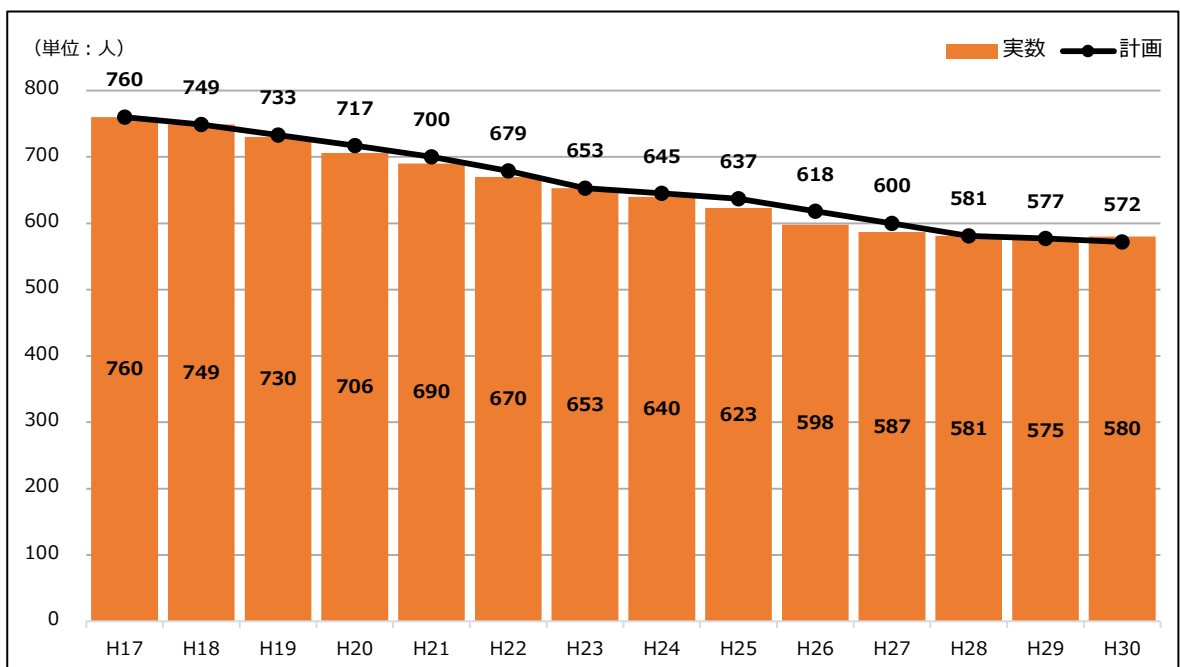
市債残高の推移

一般会計に係る市債残高については、過去の行政改革により、借入額を元金償還額以内にするよう抑制してきたことから、年々減少しています。



職員数の推移

職員の定数管理については、定員適正化計画に基づき、計画的に削減してきました。今後も、市民サービスの質の向上と事務の効率化に努め、職員の適正配置を図ります。





常陸太田市 総務部 総務課

〒313-8611

常陸太田市金井町3690番地

TEL : 0294-72-3111 (代表)

FAX : 0294-72-3002

MAIL : somu1@city.hitachiota.lg.jp